平成２１年（フ）第１５３号
新潟県上越市北本町３丁目２番９号
債務者　倉嶌　勝子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原野　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５５７号
奈良市鶴舞西町２番15―509号
債務者　田中　宏勝
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８０２号
奈良県生駒郡斑鳩町小吉田２丁目11番29号
債務者　松井　康博
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８０３号
奈良県生駒郡斑鳩町小吉田２丁目11番29号
債務者　松井　節子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８１０号
奈良県桜井市大字粟殿1028番地の３
債務者　東川　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８１７号
奈良県生駒市ひかりが丘２丁目12番６号
債務者　成瀬　眞理
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８３０号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目８番45―308号
債務者　山森　敏男
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１４号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵912番地の１グリーンパレス101号
債務者　植田　洋美（旧姓光川）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
宮城県石巻市緑町１丁目10番地２メゾン・ド・柚105号、住民票上の住所宮城県石巻市緑町１丁目10番地２
債務者　齋藤　静子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
宮城県石巻市大街道西１丁目12番69号　コーポ大街道101号、旧住所宮城県石巻市蛇田字新東前沼１番地４
債務者　若生　千秋
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６６１号
青森県むつ市苫生町１丁目２番27号　タウンハイツＤ―３
債務者　河野玲惠子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７６６号
和歌山市西庄197番地の30
債務者　山口　美和（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７６７号
和歌山県岩出市岡田35番地　210号
債務者　宗野　礼子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５号
和歌山県橋本市隅田町真土392番地の７
債務者　鈴木　博之
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地６　４棟４階72号
債務者　小林喜美子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２号
熊本県荒尾市大島町４丁目３番10号
債務者　岡澤　善道
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１３３号
熊本県荒尾市大島町４丁目３番10号
債務者　岡澤　和代
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部